

A 小口資金

運転 設備 保証料補助 (一部)

運転資金・設備資金と幅広い使い途に利用できます

融資限度額 **1,250万円** 以内

年 利 **1.8%** 以内

融 資 期 間 運転 **6年** 以内

条 件 ・市税等及び県税の未納がない者

設備 **8年** 以内

・保証協会の保証を付けていただきます

(各6か月以内の据置き含む)

連帯保証人(原則)個人…不要、法人…代表者のみ

そ の 他 ・借換については、売上減少等の要件を満たす場合のみ借換することができます
 ・設備資金を利用する場合は、融資審査委員会への諮問が必要になります

特別小口資金 小規模企業者で無担保・無保証で融資を受けたい方向けの資金です

融資限度額、融資期間、年利は、上記の小口資金と同様 (各6か月以内の据置き含む)

年 利 **1.8%** 以内

対象者特記 常時雇用する従業員が20人以下
 (商業及びサービス業は5人以下)

条 件 ・市税等及び県税の未納がない者

・直近1期分の最終損益が黒字であること

そ の 他 ・この制度を利用中は保証協会を利用した他の保証付融資制度は併用できません
 ・借換については、売上減少等の要件を満たす場合のみ借換することができます

B 経営安定資金

運転 利息補給1年

売上や利益が減少している方向けの運転資金です

融資限度額 **2,000万円** 以内

年 利 融資期間5年以内 **1.5%** 以内

融 資 期 間 運転 **7年** 以内

5年を超えて7年以内 **1.7%** 以内

(24か月以内の据置き含む)

条 件 ・市税等の未納がない者

そ の 他 ・保証人、担保等は取扱い金融機関との協議によります

経営安定資金利息補給金

対 象 者 令和2年4月から令和3年3月までに経営安定資金を利用した市内中小企業者

補 給 額 融資が実行された月から**1年間**の支払利息額を**100%**補給します

D 創業融資利息補給制度

利息補給3年

対 象 者 令和2年4月から令和3年3月までに群馬県、日本政策金融公庫、民間金融機関の創業関係の融資を受けた市内新規創業者

補 給 額 融資が実行された月から**3年間**の支払利息額を**100%**補給します